

北宋末南宋初吉州の士人における家族と地域社会をめぐつて —王庭珪を事例として—

小林義廣

はじめに

から海上に逃げ出さねばならなかつた。政権が一応の安定をみるのは、紹興二年（一一四二）、秦檜の主導による第二
次宋金和議^{〔一〕}が成立してからである。

北宋政権は、靖康二年（一一二七）二月、金の太宗の命令によつて徽宗と欽宗が庶人に落とされ拘留されて崩壊した。

四月、金軍は徽宗・欽宗や皇后・妃嬪・諸王・宗室ら四七〇人あまりを北方に向けて連行した。それには在京の諸大臣・技芸・工匠・娼妓ら一〇余万人も付き従わされた。五月、康王趙構は南京應天府で皇帝に即位し、元号を建炎と改めて宋朝を復興した。これが死後、高宗と呼ばれる人物を戴く政権の誕生である。しかし、宋朝が復興したといつても高宗政権は安定せず、金軍の追跡と攻撃を受けて行在所を何度も移動させ、一時は明州（浙江省寧波市）や温州（浙江省温州市）

卷）（江西人民出版社、二〇〇九年、以下、『江西通史（南宋卷』）と記す）に詳述されている。小論は、この書物の記述

に啓発されながらも、こうした混乱時代の秩序再建の具体的姿を、吉州という一地域を題材に取り上げて、しかも王庭珪という人物を通して考察してゆきたい。

私は、これまで南宋時期の吉州の士大夫・士人と地域社会という問題を、士大夫・士人の生き残り策としての宗族の組織化と絡めて論じてきた。とくに当該時期に関しては、胡銓（一一〇二～一一八〇）を中心とした論考を公表してきた^③。今回、胡銓と深い関わりのあつた王庭珪を事例として、改めてこの時期における当地の秩序再建を取り上げるのは主に二つの理由がある。一つは、以前に取り上げた胡銓は、無論、吉州の地域と深い関わりをもつていたけれども、彼の人生の大半は吉州を離れての生活であったのに対し、王庭珪は九〇余年の生涯の大部分を吉州で過ごし、しかも後に触れるように、この時期の秩序再建に具体的な提言をしていたという点が挙げられる。もう一つは、吉州が江西を南北に貫く赣江という大河の中流に位置し、その南隣の虔州（贛州）とともに、北宋末・南宋初に起きた様々な民衆や兵士の反乱の重要な拠点であり、その点を従前の拙論では充分に探求できなかつたからである。

王庭珪に関する日本語の専論は、管見の限り見あたらない

が、中国語によるものは幾つか存在する。その多くは王庭珪の詩文にまつわるものであるが、小論との関わりからいうと、金建鋒・趙錚「論王庭珪的民本思想」（『江西教育学院学報』二〇一二年第一期）が注目される。この論文は、王庭珪が中国伝統の儒家思想の根本である民本思想に基づき、皇帝や重要な大臣たちに民衆の苦しみを訴える一方、地方官として民本思想に基づく施策を実践したと論ずる。そして、その民本思想は彼の詩文に現れているとして、具体例を引用しながら述べている。しかし、短編のためもあってか王庭珪の提言や施策を具体的な時代背景を基に論じているわけではなく、したがつてその民本思想という論点も、単に伝統的儒家思想を受け継いでいるものとして取り扱っているに過ぎない。そして、小論との関わりでいえば、王庭珪が吉州の秩序再建をめぐつて具体的にどのように行動したのか、それと関連して彼の家族一族の生き残りをどのように考えていたのかについては、論点にさえなっていない。小論は、王庭珪を北宋末・南宋初の時代背景を念頭に考察し、こうした課題を明らかにすることを目的とする。

一 王庭珪小伝

王庭珪は、混乱した地域社会に直面して、自分の暮らす地域社会の秩序を、どのように再建しようとしたのだろうか。そして、それと密接に関わって、自己の家族や一族の生き残りを如何に考えていたのだろうか。こうした問題を俎上に載せる前に、加えて彼が生きぬいた時代状況や背景を知るために、最初にその生涯を簡単に辿つておこう。

王庭珪は『宋史』に列伝がなく、明・錢士升『南宋書』卷六三や清・陸心源『宋史翼』卷七にも極めて簡略な列伝しか載つていなければ、幸いなことに王庭珪と同郷の周必大（一一二六～一二〇四）には「行狀」が、胡銓には「墓誌銘」が残されていて、かなり詳細に王庭珪の生涯を辿ることができる。それらは二人の文集に載つているとともに、王庭珪の詩文を集めた『盧溪文集』にも付録として収められている。また、楊万里の手になる王庭珪の一人息子の王頤の墓誌銘も、王庭珪の生涯を辿る手助けとなろう。そして、何よりも蕭東海氏は、これらの「行狀」と「墓誌銘」を基に、王庭珪の詩文や地方志、楊万里の文集などから関連する記述を補つ

て、かなり丁寧な「王庭珪年譜」を公表している。⁽³⁾ここでは、主に蕭東海氏の「年譜」に依拠しながら叙述を進めよう。

王庭珪は、北宋の神宗の元豐三年（一〇八〇）に吉州安福県に誕生した。誕生の月日は不明。成人後の字は民瞻。⁽⁴⁾父は王驥さちというが、母親の姓氏も出身地も不明。「行狀」と「墓誌銘」には、彼が誕生するときの逸話が載つていて。それによると、祖父の王祥は赤い模様が天を駆けめぐる夢を見て、夢から覚めたときに産声を上げたので、この夢は生まれた子供が文字に關わる瑞祥だと認識したというのである。この逸話からは、家族にとって待望の初めての男子の誕生をめぐつて、一家の期待を一身に集めていた様子を窺える。それといふのも、「墓誌銘」に、「曾祖著・祖祥・父驥、皆業儒」とあり、王頤の「墓誌銘」にも「曾祖著・祖祥・父驥、皆隱德不仕」とあって、少なくとも曾祖父の王著の時代からこの家では学問を生業としておりながら、誰も科挙に及第できずにつたと考えられるからである。

王庭珪には少なくとも一人の姉がいたらしいが、彼の誕生後は三人の弟が続いている。哲宗の元祐元年（一〇八六）に

は庭璋、元祐二年（一〇八七）には庭珍、元祐六年（一〇九一）には庭璋が生まれている。⁽⁷⁾ 三男の王庭珍が誕生したときは、一家はそれまで居住していた安福県連嶺郷から安福県の県城の南に引っ越した。⁽⁸⁾ 子供の教育を考えて県城近くに移住したのかも知れない。

末弟の庭璋が誕生した頃、庭珪は十二歳になつていて、昼も夜も止むことなく勉学に励んだ。学友には、後に義理の兄となる劉茂実がいて、ともに励まし合つた。⁽⁹⁾ そのために、二〇歳頃には経学・史学を初めとした多くの学問に精通するようになつたといわれる。⁽¹⁰⁾ 一家の期待に応えていたというべきであろう。徽宗の崇寧二年（一一〇三）、王庭珪は吉州の治所のある廬陵県に出向いて、そこの州学に入学した。当時、官僚となるには、従前の科挙における鄉試や省試という一回限りの試験を通してではなく、学校の試験を経過して任官する三舍法という制度が施行されていた。三舍法では、内舎・外舎・上舎と進んだ後、直接に官職を与えられるか、あるいは省試・殿試の試験を経て任官するかした。その本格的運用は崇寧三年（一一〇四）から開始されて宣和三年（一一一二）に廃止されるまで続いた。⁽¹¹⁾ 王庭珪は、その第一段階の州学での試験を通過し、翌崇寧三年には都の太学に入

学した。この時期、新法が施行され、そのために旧法党に連なる学問、とくに史学や歐陽脩・蘇軾・黃庭堅といった文人の詩文を公に読むことが禁じられたので、彼は同好の士とともに、皆が寝静まつた夜に密かにこれらの詩文を読んでいたという。⁽¹²⁾ しかし、こうした勉学生活も、父親の死去によつて中断され、郷里の安福に帰郷せざるを得なくなつた。崇寧五年（一一〇六）、王庭珪が二七歳のときであつた。⁽¹³⁾ この郷里滞在中、「行状」によると、家事の一切は弟や姪に任せ、その居住地が「清節」と名付けられるほど、儀礼に叶つた服装をしていたらしい。

政和八年（一一一八、この年、十一月に重和と改元）三月、科挙に及第し進士となつて、三九歳の春であつた。このとき、朱熹の父親の朱松も合格者に名前を連ねている。⁽¹⁴⁾ 王庭珪は、翌、宣和元年（一一一九）に衡州茶陵県（湖南省茶陵県）の県丞という知県や県令に次ぐ役職に就き、それに足かけ三年ほど在職した。「行状」や「墓誌銘」には、当地の胥吏の不正を暴いたり、賦役の公平化を図つたりという実績を記すが、宣和五年（一一二三）になると、上司の不正に立腹して辞職し帰郷している。「行状」や「墓誌銘」によると、県丞は造船場の管理も兼務していたが、衡州を含む荊湖

南路の刑獄を統括する提点刑獄公事（憲司）の個人的な依頼を拒否して怒らせ、逆に憤然として辞職するに至ったというのである。同じことを、後年、直ぐ下の弟の王庭璋の墓誌銘には、当時、上は公卿・大臣を初めとする浮薄な言動を目の当たりにして、政治的混乱を予測し、官位を捨てて帰郷したと記す（「当宣和天下極盛之時、見公卿大臣其語儂、知其將亂、棄官而帰」¹⁵）。また、それから三二年も経つた後に方性夫という人物に送った久闊を叙す書簡に、当該の監司が湖南から中央に帰つて、かえつて抜擢を受けたことを知つて、政治的変動を予知したと述べている。しかし、これら後年の言辞は、靖康の変を経過して、北宋の滅亡を経験した後に書かれたものである点を考慮に入れねばならない。確かに、監司に立腹して県丞を辞職し、そのことで官界に嫌気がさしたことは真実なのだろうが、当時、これらの経緯から彼が本当に政治的混乱を予想して辞職したとは俄には信じがたいのである。後付の理由かも知れぬと思われる。ただ、後付だとすれば、それはそれで後節で論ずるように南宋初期という時代背景を考慮するとそれ自体は興味深い意味を有している。

ともあれ、このとき王庭珪は四四歳になつていたが、その後、実職には就くことなく、半世紀近くの隠退生活の大部分を郷里で送ることになった。隠居に当たつて、安福県西部の盧溪（盧水）のほとりに住居を構え、そこに庭珪に同調して科挙受験を断念した弟の庭璋や一番下の弟の庭璋とともに暮らすことにした。王庭珪の雅号の盧溪は、この居住地に因んでいる¹⁶。王庭珪は、この場所で読書と著述といった穏やかな隠居生活に明け暮れした。それでも、この場所を訪れて教えを請う客人は多く、それを「行状」は、「経を執りて来る者、屢々戸外に満つ（執經來者、屢滿戸外）」と記し、「墓誌銘」は、「経を執りて堂に登る者肩摩す（執經登堂者肩摩）」と述べて、その盛況ぶりを伝えている。ちなみに、隠居生活を開始した宣和五年に劉夫人との間に長男の頤が誕生している¹⁷。当時としては遅い年齢に儲けた第一子である。

とはいっても、読書と著述を中心とする静かな生活は、北宋末の政治的・社会的混乱に一時の中断を余儀なくされた。この時期の金軍の侵攻や民衆反乱や兵乱は、次節で取り上げるので、ここでは詳論しないが、王庭珪は少なくとも数年に亘つて家族と一緒に混乱を避けて避難生活を余儀なくされた。建炎三年（一一二九）には、後に姻戚となる劉彥弼（字は英臣）の一家と、恐らく県城の北方の鵠湖山に避難し、翌建炎四年（一一三〇）には東村という場所に避難している。避難生活

がいつ終わったのか判然としないが、蕭東海氏の「年譜」が指摘するように、紹興三年（一一三三）二月に韓京が江西安撫使として一五〇〇人の兵士を連れて吉州に駐屯する命令を受けたとき、山中に避難して会えなかつたとあるので、少なくともこの時点では避難生活は継続していたと思われる。⁽²⁾ たゞ、この頃から地域社会の再建に向けて、知県・県令や安撫使などの監司に積極的な提言をし始めており、それに応えるように吉州に赴任した地方官から諮詢を受けているが、詳細は第三節に取り上げる。

政治的・社会的混乱が落ち着きだしたころ、一つの事件が起これり、彼はそれに自分から関与して辺地に流されることになつた。事件とは同郷の後輩の胡銓（字は邦衡）⁽²⁾ が引き起こした。事件の内容と経緯は前稿でも触れたが、行論の都合から簡単に紹介しておこう。事件は紹興八年（一一三八）に遡る。この年、宰相の秦檜は金との和議を推進し、同年十二月には金の使節が臨安（浙江省杭州市）にやってきて和議が一応成立する（第一次宋金和議）。胡銓は、この和議に反対し、和議が進められている段階で、それを推進している秦檜と実際に交渉に当たった王倫を激烈に弾劾する上奏文を送り、この年十一月に昭州（広西壮族自治区平樂県）に編管（無給で

監視つきの左遷）された。紹興二年（一一四二）には、胡銓は相変わらず自説を唱えて世間を惑わせていると告発され、勒停（職務の停止）の処分を受けた上に新州（広西壮族自治区新興県）に編管された。その後、紹興一八年にも、今度は海南島に流されている。

王庭珪は、紹興十二年に胡銓が新州に編管されるとき、「胡邦衡（邦衡は胡銓の字）の新州の貶所に之くを送る（送胡邦衡之新州貶所）」（『盧溪文集』卷一三所收）と題する二篇の七言律詩を作成して餞別とした。その詩の中で、とくに

「愚か者が国家の大事を理解していないとすれば、男子たる者は天下の抜きんでた存在となる必要がある（痴兒不了官中事、男子要為天下奇）」という語句が秦檜を誹謗しているとされたが、当初はそれほど問題とされなかつた。問題化したのは、紹興一七年（一一四七）になつて、同郷の歐陽安永という人物が中央の権力者に取り入ろうとして、この詩が当局を批判していると朝廷に告発してからである。多少の曲折はあつたが、紹興一九年（一一四九）になつて王庭珪は吉州の当局者によって逮捕され、同年七月には荆湖南路の辰州（湖南省沅陵県）に勒停の上に編管された。「行狀」によると、逮捕されたとき、王庭珪は客と談笑していた最中であり、逮

捕と同時に押収された物の中に、彼の『易解』と題する丹精を込めた著述があつたが、その後、この書物は行方知れずとなつたという。余談ながら、この一連の事件が起きていたる最中に、王庭珪は肉親を次々と失つていて。すでに十年ほど前で亡くし、翌紹興十二年十二月にも弟の庭珍を失い、あまたえ紹興十三年閏四月には妻の劉氏とも死別していた。

七〇歳となつてから辺地への編管は過酷なものがあつたと思われるが、辰州の人たちは暖かく彼を迎えてくれた。『行状』「墓誌銘」によると、忠州（四川省忠県）刺史の馬羽は臨時に辰州の知事を兼務していたが、王庭珪の盛名を慕つて子供の教育を委ねたりしている。教えを請う当地の士人も多く訪れたようである。息子の王頤も遠距離を厭わず、足に血豆をつくりながら辰州の父親を一年に二度も訪ねている。こうした状況は、紹興二十五年（一一五五）一〇月に秦檜が死去して変化した。一二月には「自便」「行状」を許され、翌紹興二六（一一五六）の春には辰州を離れて安福県に帰郷できた。七七歳になつていた。蕭東海『王庭珪年譜』によると、帰郷に前後して、王庭珪を編管に追いやつた歐陽安永が亡くなつていている。

この後、王庭珪は郷里で学問の研鑽に勤める生活を送つた。「行状」「墓誌銘」によると、夜分に至るまで細かい字を見たり書いたりしたという（「夜対短檠、作細字」「觀蠅頭字、率夜分乃寢」）。隆興元年（一一六三）、八四歳のときには孝宗の命令で臨安に向いて、金との和議が国政を誤らしているという主旨の上奏文を上奏して、左承奉郎・國子監主簿・主管台州崇道觀に任命され、九二歳になつた乾道七年（一一七一）にも、胡銓の推薦で臨安に赴いて孝宗に謁見している。その後も元気に暮らしていたが、乾道八年（一一七二）三月二一日、軽い病氣に罹患したかと思うと亡くなつてしまつた。死去する直前にも、手足を開いてみせて、顔つきや言葉つきに乱れもなかつたという。享年、九三。「行状」「墓誌銘」によると、遺骸は淳熙元年（一一七四）正月に安福県清化郷長賦に埋葬された。息子の王頤も、父親の後を追うように淳熙二年閏九月一日、五三歳の生涯を閉じた。

王庭珪の残した著述のうち、『盧溪詞』一巻と『盧溪文集』五〇巻が現存している。『盧溪詞』は『全宋詞』（中華書局、一九七七年）に載つており、他方、『盧溪文集』も四庫全書本などで簡単にみられる。このうち、しばしば小論も引用す

『盧溪文集』は、門人の楊万里の、淳熙五年（一一八八）九月末日の日付をもつ序文によると、王庭珪の門人の劉江、孫の王澹とその子供の王徵が編集したと分かる。恐らく、この頃に最終的に完成したのである。²⁴⁾ ただ、『盧溪文集』の

卷首に載る胡銓の「盧溪文集序」によると、乾道八年（一一七三）、長沙の劉光祖・劉紹祖兄弟が文集の序文を胡銓に依頼してきたとあるので、文集の簡略版は、王庭珪が死去して間もなく出来上がっていたのかも知れない。²⁵⁾

それでは、安寧を冀求しながら困難に立ち向かわざるを得ない環境に置かれて、王庭珪は自分と家族の暮らしをどのように守ろうとしたのか、そしてそのためには如何なる人間関係を築いていたのだろうか。最初に彼の家族の経済生活や暮らしぶりから始めよう。「小伝」に紹介したように、胡銓の

二 王庭珪の姻戚関係と交友関係

王庭珪は、郷里である安福県の、県序舎の棟上げを祝つて記した「上梁文」に、地域社会の理想状態を述べている。すなわち、胥吏は不正を行ふことなく、士人は全て俊逸で、民衆は訴訟などで騒ぎ立てたりせず、一旦、村里に足を踏み入れると、村人は長幼を重んじて、各家では親に孝、子供には慈愛が行き渡り、往来では若者が老人の荷物をもつてやり、各家では門を閉じることなく、役所の牢獄は常に空で、乱暴者も他人の物を奪い取つたりせず、民衆に教化が行き渡つてゐる云々、²⁶⁾ と。この王庭珪の言辞は、次節に詳論する北宋

末・南宋初の吉州の混乱した状況からすれば、あまりに極端な絵空事にみえるものではあるが、それだけに平和で落ち着いた政治と秩序立った郷村生活を切に願つていたと逆説的に捉えられるかも知れない。

それでは、安寧を冀求しながら困難に立ち向かわざるを得ない環境に置かれて、王庭珪は自分と家族の暮らしをどのように守ろうとしたのか、そしてそのためには如何なる人間関係を築いていたのだろうか。最初に彼の家族の経済生活や暮らしぶりから始めよう。「小伝」に紹介したように、胡銓の「墓誌銘」によると、曾祖父の著・祖父の祥・父親の奭のいすれも「皆業儒」とあって、科挙には合格していないけれども、ともあれ学問を生業としていたという記述からは、恐らく近隣を中心とした郷里の子弟の教育に携わつて生計を立てていたと想像できる。しかし、それ以上の状況は、「行状」にも「墓誌銘」にも何も語つていらない。ただ、前掲の金建銓・趙舒両氏の連名論文にも引く王庭珪の七言古詩に、「我も亦、本、是れ耕田夫にして、僅かに能く字を識り須臾に勤む（我亦本是耕田夫、僅能識字勤須臾）」とあることは、王庭珪一家の生計を推測させる手がかりを与えてくれよう。

金・趙両氏は、この詩句から王庭珪が農村読書人出身である

ことを忘れまいとする意図を汲み取つてゐるが、その指摘はそれとして、王庭珪一家の家計という問題からすると、その詩からは王庭珪自身が学問する一方で農夫として耕作に従事していた点を確認できるのではなかろうか。要するに、父祖たちも郷里の寺子屋教育に携わるだけでなく、農地を耕して生計を立てていたと思われるのである。

しかし、王庭珪は、耕作や農地経営には長く携わつてはいなかつたらしい。宣和五年（一一二三）に地方官を辞職して郷里に退去すると、少なくとも二人の弟（王庭璋と王庭璋）は側近くに住まいを構えていたらしいが、生計や家事の細々としたことは、直ぐ下の弟の王庭璋が担つていて。王庭璋は、科挙を断念して兄に従つて帰郷し、兄が雑事に煩わされずに学問と趣味に没頭できるようにと心を碎いていたのである。²⁸更に一番目の弟の王庭珍も科挙を目指さずに家産を増やそうと尽力し、族人や姻戚の生活の面倒をみていた。直接の言及はないけれども、王庭珪の家計も支えていたかも知れない。²⁹王庭珪四人兄弟の支え合いは、弟たちが紹興十一年（一一四一）と紹興一二年（一一四二）に相次いで死去するまで続いていたと思われる。

王庭珪も郷里の子弟を教えて生計の一助にしていたと思わ

れるけれども、父祖たちとは異なつて、その対象は郷里において科挙を受験するような階層を明瞭に含んでいた。その教え子の中でも、とくに有名なのは楊万里（一一二七—一二〇六）である。楊万里は吉州吉水県を郷里とするが、彼が一七歳となつた紹興一三年（一一四三）に王庭珪に師事したことが彼自身の記述から判明する。³⁰前掲の楊萬里的手による「盧溪先生文集序」（『誠齋集』卷八〇）にも、最後に「淳熙戊辰九月晦日、門人朝奉大夫・新知筠州軍州事蘆陵楊万里序」と記しており、王庭珪の門人を自認していた。楊万里以外にも三人ほど挙げると、王庭珪とは同里で、五〇歳年下の劉君鼎は、まだ幼い髪型（「卯角」）の時期から才能を見せ、大人になつて入門して教えを受け、王庭珪が紹興二六年（一一五六）に辰州の流罪地から帰郷したときには郊外に迎えている。³¹廬陵県の李愬と段氏との子供の李愬と李恕、段氏の姪の段允も、時期は不明ながら王庭珪に師事している。³²安福県の劉治（一一〇一—一一四二）は、紹興八年（一一四二）に科挙に合格して、任地に赴いて間もなく病死しているが、その墓誌銘の撰述を王庭珪は「門下士」だったから断れきれないと述べている。³³

こうした暮らしをしてきた王氏一族は、この地域の多くの

一族と同じように、唐末以後に北方から移住してきた。⁽³⁴⁾「行状」と「墓誌銘」によると、移住地は「廬陵郡」から西に六〇里離れた何山という場所であつたあつたらしいが、五代の吳の順義元年（九二二）になつて住まいの近くに「龍」が出現するという異変があつて、その宅地を仏寺とすれば、子孫繁栄するという仏僧の託宣に従つて安福県の連嶺という場所に移転した。王庭珪から数えて十一世祖（あるいは九世相）の王該という人物のときである。⁽³⁵⁾この場所には、「小伝」にも触れたように、元祐二年（一〇八七）に王庭珍が誕生して安福県の城南に移住するときまで一家が生活していた。

それでは、王庭珪を中心とした家族を簡単に紹介しておこう。曾祖父の著、祖父の祥、父親の喪の事跡に関しては、王庭珪自身が語つておらず、何も分からぬどころか、母親の姓氏すら判明していない。ただ、母方に雷氏という伯叔母がいたことは王庭珪の祭文から知られる。⁽³⁶⁾

王庭珪は「小伝」に記したように、一人の姉がおり、同県人の劉茂実（字は元弼、一〇七九～一一五六）に嫁いでいる。劉茂実は王庭珪より一歳年上であり、幼いときに同じ師匠に就いて一緒に勉学した間柄であった。王庭珪の下には順番に王庭璋（一一八六～一一四一）、王庭珍（一一八八～

一一四二）、王庭璵（一一九一～一一四一）の三人の弟があり、王庭珪は都合五人の兄弟であった。王庭珪の妻の劉氏は、同じ安福県出身で郷貢進士の劉瑗（伯玉）の娘で、紹興十三年（一一九三）閏四月三日に六六歳で亡くなっている。この年、王庭珪は六四歳なので、妻は二歳年上であった。⁽³⁷⁾二人の間には頤という息子と娘一人が誕生している。娘は将仕郎の官職をもつ彭飛という人物に嫁いでいる。⁽³⁸⁾彭飛宛ての書簡中に何度も登場する「百八娘」とは、この一人娘を指すであろう。⁽³⁹⁾

王庭珪の直ぐ下の弟の王庭璋の妻も劉氏であり、彼女は王庭珪の妻と同族で、二人は結婚前も実家で同居していたといふ。彼女の父親の劉成制は、郷試を受験した経験をもつていた。劉氏は亡くなつた紹興一四年（一一四四）に五九歳だったということなので、夫の王庭璋とは同年生まれである。王庭璋と劉氏の間には頴と顎⁽⁴⁰⁾という二人の息子の他に娘が一人おり、その娘は劉彥弼の子供の劉庭堅に嫁いでいる。劉彥弼の娘は王庭珪の一人息子の王頤に嫁いでいるので、劉彥弼は二重の意味で王庭珪の家族と姻戚関係にある。⁽⁴¹⁾王庭璋の下の王庭珍は蕭氏を妻として、二人の間には頤が誕生しているが、蕭氏については出身地や父親を含めて不明。⁽⁴²⁾ただし、蕭

という姓氏は吉州に珍しくなく、科挙及第者を多く輩出して
いるので、同郷の可能性が高いかも知れない。⁽⁴²⁾ 王庭珪の一番
下の弟の庭璋は、最初劉氏を娶り、二人の間に頼^{レイ}_{レイ}を設け、後
妻の高氏との間に顥^{トク}_{トク}・顥^{トク}_{トク}の二人が生まれていて。また、劉氏
と高氏のどちらに属するか分からぬが、三人の娘にも恵ま
れ、そのうち二人は進士の資格あるいは官位をもつ人物に嫁
いでいる。⁽⁴³⁾ なお、庭璋の妻の劉氏も高氏も出身地は不明。

王庭珪の下の世代で、その婚姻状況が判明するのは王庭珪
の一人息子の王頤である。彼には楊万里の手になる墓誌銘が
あるからである。それによると、妻は劉氏というが、その父
親は安福の劉彥弼（字は英臣）。彼と王庭珪は北宋末・南宋
初の混乱期に一緒に避難生活した間柄である。王頤と劉氏と
の間には、詹と澹の二人の息子と、二人の娘が誕生してい
る。娘たちは二人とも科挙合格者や官職保持者に嫁いでい
る。詹には徵という子供がいたが、その徵を含めて、王頤に
は五人の孫男と二人の孫女がいた。⁽⁴⁴⁾

ところで、何度も触れたように、王庭珪は四四歳になつた
宣和五年（一一二三）以後、彼の雅号の基になつた蘆溪の辺^{ほん}_{ほん}
に住居を構えることになつた。彼は、北宋末・南宋初の混乱
期と紹興一九年（一一四九）から足かけ七年間、荊湖南路の
辰州に貶謫生活を送つた他は、この地に住まいを構えていた
と思われる。そこでは、それなりに彼を中心とした一族が増
加していく。⁽⁴⁵⁾ というのも、辰州に貶謫されるに際して、「族大にして口衆し」ことを理由に、彼だけが辰州に赴き、
家事は息子の王頤に委ねたとあって、具体的な族員数は不明
ながらも、こうした増加を推測できるからである。王頤は、
その期待に応えて従兄弟と同居し、従兄弟は亡くなると、そ
の孤児の面倒も引き受け、自分の子供と同様に育て上げたと
いう。⁽⁴⁶⁾

このように、王庭珪を取り巻く姻戚関係は、史料から判明
する限りでは、同県人という狭い範囲内に収まつていて。ロ
バート・ハイムズ（Robert Hymes）氏は、南宋の士人・士
大夫の婚姻が北宋と異なつて同じ州郡内に収束する傾向を有
していることを江西の撫州の事例を使って立証しようとし
た。⁽⁴⁷⁾ 王庭珪やその家族の場合も一応はそれに類似しているけ
れども、そもそも北宋末期に科挙合格した王庭珪は、早期に
官職に見切りをつけたために中央での活躍の機会を有するこ
となく郷里社会に逼塞してしまつた。つまり、ハイムズ氏の
述べるような南宋の士人の特色というよりも、父祖以来、一
貫して地方に在住してきた一族特有の条件に規定されていた

側面が強く作用していたと思われる。そして、王氏の家族は、こうした同郷者の中でも、劉氏一族との婚姻を結ぶ傾向にあり、王庭珪もそれを自覚していたようである。⁽⁴⁷⁾

このことは一つの重要な意味をもつ。まず、王頤の妻の実家は、父親の劉彥弼の高祖以来、農業によつて蓄財し、祖父の代には宿儒を招いて子弟の教育に当たらせるほどであつたという点からすると、安福でも相当に裕福で士人を輩出する一家だつたようである。⁽⁴⁸⁾ また、王庭珪の妻の実家の劉氏一族も財力で郷里に著名であつたというのである。⁽⁴⁹⁾ そもそも、吉州の劉氏は全てが同宗とは限らず、同姓異宗が少なくなかつたようであるが、それでも劉を姓氏とする科挙合格者は、『万曆吉州府志』卷五「選挙志」によると、両宋を通じて一二三四名の科挙合格者を輩出し、それは吉州全体の合格者九〇九人の一四%強を示している。要するに、王庭珪を取り巻く姻戚関係は狭い範囲内にあるとはい、その婚姻相手は地域を代表する名族であつたわけで、そのことは婚姻締結が「門当戸対」に拠るという原則を考慮すれば、王庭珪の家族もそれなりの一族だと少なくとも地域社会に認定されていたことの証左だと思えるのである。その際、婚姻締結において、宋代は家柄よりも科挙が閨鑰的意味をもつっていたことを

考へると、王庭珪の科挙合格が大きな役割を果たしていたといえよう。⁽⁵⁰⁾

このように考へるべると、王庭珪自身が、これまで自分的一家を支え、地域社会の中でそれなりの威信を確立してきた源泉を学問に求め、そのことを自覚あるいは確信しているのは当然の成り行きであつたのではなかろうか。自己の家族や姻戚を含めた親族に対して、王庭珪は当然ながら父祖以来の学問を第一とする生活設計を求めていたであろう。息子に対する書簡は残つていなが、娘婿の彭飛に送つた書簡には、娘の無事を喜ぶと同時に甥や自分の二人の孫（瞻と澹）が学問に励む様子に素直に喜びを示し、甥たちの学問成就に期待を寄せている。何しろ、王庭珪自身、若い時期に科挙合格を目指して精励し、学問の結果としての仕官を熱心に求めていたのである。王頤は科挙合格を果たさなかつたらしが、その気持ちに応えるかのように、若年から儒教の經典を精読し、ことに『春秋』に精通していたというのである。⁽⁵¹⁾

他方、安福に根付いていた王庭珪の家族は、姻戚関係を別にすれば、近隣の人びとを中心の人間関係を築いていった。王庭珪の言葉によると、暮らしていた盧溪の辺は、安福県城から離れた片田舎にあつて、人びとの貧富の差もあまりな

く、少しの土地を耕して自給するような場所であった。それでも、勉学に励む子弟も近隣には居住し、王庭珪はその父親

の求めに応じて当該子弟の勉学の面倒を見ている。⁽³⁵⁾ そして王

庭珪自身は、読書と著述を主とする静かな暮らしを行おうと

していたが、「小伝」にも記したように、その教えを講う人

は引きも切らずに訪れ、辰州に流罪になるとき、吉州の卒吏

が逮捕のために彼の自宅を襲つたときも、客と談笑していた中最中であった。その流罪に際して、劉世臣という恐らく同郷人は、何とか流罪を免れるよう奔走してくれた。⁽³⁶⁾ 無論、当地から中央の高官となつた胡銓・楊万里・周必大といった人たちとも交際があつた。楊万里は彼の教え子である。胡銓

とは、既述のように彼が金との和議を推進する秦檜を弾劾する文章を作成して編管されたときに、その壮挙を詩にして餞別として送つた仲であるが、その縁もあって秦檜の死後、胡銓は編管を許されて北帰した際に王庭珪に詩を送り、それに対する王庭珪も返礼の詩を送つている。⁽³⁷⁾ 更には九〇歳を超えた王庭珪が孝宗によつて臨安に招聘されたときも、その招聘の基を作つたのは胡銓の推挙であつた。要するに、王庭珪は近隣の人びとから、郷里の士人や当地に赴任してきた地方官、更には中央の官僚に至るまで、彼の学問的繫がりや学問

的縁を中心として重層的な人間関係を築いていたと考えられる。

三 王庭珪と地域社会

I 北宋末・南宋初の吉州

「小伝」で紹介したように、王庭珪は、四四歳になつた宣和五年（一一二三）に衡州茶陵県丞を辞任して後、乾道八年（一一七二）に九三歳で亡くなるまでの半世紀近くの期間を、その途中、七年間もの編管や孝宗による一度の臨安への召喚以外は、郷里の吉州安福県で過ごした。

しかし、彼に安穏な生活が待ち受けていたわけではない。茶陵県丞を辞任して間もなく、政治的・社会的大変動が宋朝に襲いかかつた。吉州もその例外でないだけでなく、一時は混乱の渦中に巻き込まれてしまつた。その秩序再建には長く困難な月日がかかり、王庭珪は在地の士人として地域安定化に向けた動きに深く関わざるを得なかつた。そこで王庭珪の地域社会との関わりを論する前に、まず、どのような混乱が吉州地域に見舞われたかを、主に李心伝『建炎以来繁年要錄』の記述を基にして（以下、『要錄』と略称）、更には近年

刊行された許懷林『江西通史（南宋卷）』の記述も参考しながら概観してみよう。

北宋も末期の宣和年間（一一一九～一二二五）に入ると、大きな民衆反乱が続いた。その中で、華北では、宣和元年（一一九）に黄河下流の梁山泊を根拠地とした宋江の乱が、江南では宣和二年（一一一〇）に睦州青溪県を発火点とした方臘の乱が最大であった。二つの反乱とともに、それぞれ二年ほどで鎮圧されたが、反乱が全く無くなつたわけではなく、⁽⁵⁹⁾ 加えて北宋政権は中国東北部に新たに興起した女真族の金に滅ぼされた。各地に勤王の義勇軍が組織されたが、その中には盜賊と紛らわしいものもあり、あるいは金と戦つて敗北して、そのまま盜賊となるものも現れ、南宋政権が樹立されても混乱は長期化した。⁽⁶⁰⁾

『江西通史（南宋卷）』によると、南宋建国当初、江西地区は深刻な兵火を被つた地域であったという。そして、その災いの根源は金軍の侵攻、敗残兵や流寇（流賊）の騒動、官軍の略奪・強請の三つだと指摘している（十一頁）。とはいって、この三つは並列の関係にあるわけではなく、後述するよう

に、王庭珪は後者の二つを密接な関係のあるものと捉えて、そこに地域社会再生の議論を集中させていたが、無論、その議論の前提としては金軍の侵攻による北宋政権の崩壊があり、後の二つはそれらに付随して発生していたのである。

建炎三年（一一二九）一〇月辛丑（二六日）、金軍は黄州（湖北省黄岡県）から長江を渡つた。そこの守備に当たつていた荊湖沿江措置副使の黃羲叔は抵抗らしい抵抗もせず、船で逃げ去つたので、容易に渡河できたのであつた。⁽⁶¹⁾ 一二月には江南西路の中心都市の洪州（江西省南昌市）が烏瑪喇の率いる金軍の手に落ちた。⁽⁶²⁾ 洪州を起点にすれば、贛江を遡つて江西を綻断できる。丁度、この頃、哲宗の廢后の隆祐太后孟氏（一〇七七～一三五）が金軍を避けて贛江を遡つて、十一月辛酉（一七日）には吉州廬陵県に到着したが、金軍の別働隊に急追され、廬陵を離れて吉州太和県から万安県に南下し、更に万安県からは舟を捨てて陸行し、吉州の南隣の虔州に辿り着いた。廬陵からの南下する途中では多くの宮人や財宝を亡くし、その上、兵士の中には逃亡して盜賊となるものも現れた。その後、隆祐太后は、農夫に輿を担がれて逃避行を敢行するという苦労を経て、翌年、建炎四年（一一三〇）八月に臨安に到着した。⁽⁶³⁾

王庭珪は、前節に述べたように、この頃、安福県城の北方山中に避難していた。避難生活は少なくとも数年に亘つてお

り、恐らく金軍の侵攻に伴う兵乱と盜賊の横行がその不自由な生活を長引かせたのであろう。この頃の兵乱は、隆祐太后の逃避行に付隨して起きた。『宋史』卷二四三の隆祐太后伝によると、隆祐太后一行は、折角、虔州にまで辿り着いたのに、府庫は空っぽで、護衛兵士に対しては、重量が半分しかなく、しかも砂の混じった質の悪い「沙錢」しか支払えなかつた。⁽⁶⁴⁾ 当然ながら兵士たちは商品を売つてもらえずに民衆と争いになつて、双方とも武器を取つて戦う状況に至つた。挙げ句には官兵の暴虐に対し、土豪の陳新という人物が私兵を率いて虔州の街を包囲するという事態になつても、隆祐太后も手の施しようがなかつたといふ。

その後も、虔州には群盜が何度も発生し、それに潰兵も加わつて、この地域を騒がせた。そして、佐竹靖彦氏が指摘するように、⁽⁶⁵⁾ この地域の群盜は武夷山脈を超えて広南東西路の梅州・潮州・循州・惠州・広州や福建路の汀州・漳州にも出没し、各地の官憲を悩ませていた。『要錄』をみると、建炎から紹興八年（一一三八）頃まで、こうした虔州の盜賊・潰兵の騒擾が多く見られるが、それ以後も紹興二七年（一一五七）に至るまでの長期に亘つて騒乱が発生していた。とりわけ、紹興二二年（一一五二）七月二十四日、齊述・黃明

らを首謀者とする兵士の反乱勃発は、州名を変える契機となつた。齊述・黃明らは虔州城内に一二二日間も立て籠もつたが、この兵乱が鎮圧されると、翌年紹興二三年（一一五三）二月、中央では虔州は虎頭城ともいうように、雅名ではないという意見が出され、その結果、この土地が貢水と章水との合流点だという理由によつて贛州に改名された。併せて福建に近い虔化県も寧都県と改められた。⁽⁶⁶⁾

虔州の騒乱は北隣の吉州をも巻き込んでいた。『要錄』によると、虔州・吉州を中心とする騒動は紹興二年・三年（一一三一・一一三三）に高潮期を迎えていたが、それに対処するため、紹興三年二月には、湖南安撫司統制官の韓京が江西安撫大使司統制官として、千五百人の兵士を引き連れて衡州（湖南省衡陽市）から吉州に移駐しているし、岳飛（一一〇三～一一四二）は、前後七年間も江西地区に駐屯して盜賊討伐に当たつたが、吉州には韓京よりも数日早く虔州の盜賊を追つて来ている。⁽⁶⁷⁾ いずれの場合も、吉州という場所が、贛江の中流域に位置していて舟運も陸運にも便利な場所で（「舟車之会」）、商人も多く集まり、大軍の駐屯には相応しいと認識されていたからであつた。⁽⁶⁸⁾

ところで、吉州には州の治所である廬陵県を含めて八県が

あるが、安福県は廬陵県の西北に位置し、廬陵県とは贛江の支流の盧（瀘）渓の水運によって結ばれている。盧渓を辿れば湖南に抜けられるので、安福県は江西と湖南を繋ぐ要衝の場所でもあった。⁽⁴⁹⁾ それだけに吉州中心部や虔州（贛州）の混

乱は、対岸の火事ではなかったのである。紹興六年（一一三六）、吉州一帯を干魃が襲つたとき、安福が吉州の西北の袁州や荊湖南路に抜ける近道であることも手伝つて、難民が押し寄せただけでなく、「盜賊」も出没したといふ。⁽⁵⁰⁾ この土地の西南には険峻な山地や谷が多く、しかも袁州や荊湖南路の長沙と繋がる交通路にあたつていて、こうした無法者の出没に都合のよい場所であったのである。⁽⁵¹⁾

II 王庭珪の「盜賊論」

すでに「小伝」に触れたように、後年、王庭珪は「建炎三年に賊が安福にも襲いかかり、わたし王は劉英臣と一家を挙げて、鵠湖山中に避難した（建炎三年、寇犯安成、王某・劉英臣挈家避亂於鵠湖山中）」「建炎の初め、世間のあちこちで盜賊が出没し、私は山中に避難した（建炎初、江湖盜起、余避亂山中）」と回顧したような逃避行を建炎三年から紹興三年頃までしなければならなかつたのである。彼は、こうした

混沌とした状況を目の当たりにして、自分の居住する安福を含む吉州と密接に繋がる南隣の虔州、延いては江西の秩序回復に積極的に提言をしたのである。これが『盧渓文集』卷三三に載る「盜賊論」である。

蕭東海「王庭珪年譜」は、この「盜賊論」を『盧渓文集』附録の「胡明仲跋王盧渓盜賊論」の記述と、この頃、江南西路安撫大使であった李綱に対する上書を根拠にして紹興七年（一一三七）に繫年している。胡明仲とは胡寅（一一九八）⁽⁵²⁾のことであり、明仲は胡寅の字である。ただ、胡寅の詩文を集めた『斐然集』には、この文章が載つておらず、この文章の信憑性に多少の疑問は残る。ともあれ、この跋文には、王庭珪は江西大帥として江西に赴任してきた「李相公」つまり李綱（一一八三—一一四〇）に献策し、李綱もその献策を具体化しようとしたが、紹興七年（一一三七）に李綱自身が祠祿官として実職を離れたので、その具体化は沙汰止みになつたと記す（王民瞻常以盜賊論獻江西大帥李相公、尽得盜賊根柢蹊隧、大帥欲用其言、而以宮祠去矣、時紹興七年也）。また、「盜賊論」とは別に李綱に對して盜賊問題を論じた上書の最後に近いところには、かつて王庭珪が湖南に任官していくことに言及して後、「山間に帰臥すること

十五年（帰臥山間十五年矣）」とあつて、紹興七年が確かに安福に隠居して一五年目に当たる点からすると、李綱に対する盜賊対策の献策がこの頃だと思えるのである。⁽²³⁾

とはいへ、「盜賊」が紹興七年になつて急に問題化したわけではない。先述のように、吉州・虔州を中心とした騒動は、紹興二・三年に高潮期を迎えていたし、「盜賊論」には虔州の「盜賊」を主な話題に取り上げているが、そこには十年経つても鎮圧できないでいるという言及がある（「惟虔州倚荒險、洞窟林麓尽為賊蹊、歷十年而磬口猶在」）。ただ、李綱自身は、「要錄」によると、紹興五年（一一三五）一〇月乙卯（一六日）に江南西路安撫制置大使兼洪州知事に任命され、翌年三月丙戌（一九日）に撫州金溪県で実際に仕事をしていることが分かるが、『要錄』⁽²⁴⁾には、その虔州の盜賊問題が李綱を巻き込んで喫緊の問題となっていたのは、紹興六年五月のことであったと記しているのである。⁽²⁵⁾李綱が江西に着任する前年には、再び盜賊が江西地域の大きな政治問題として浮上してきたと思われる。

「盜賊論」は上下二篇から構成されており、本論に先立つて、簡単な「序」がついている。「序」は、次のように語っている。江西は盜賊の殘党の被害を十年も受けながら討伐で

きないでいるが、盜賊の罪を許して招きよせようという当初の計画案は、虎狼を手元に置いて餌をやつたり、腫瘍の根を取りらずに放つておくような危険なことであり、そのため「盜賊論」を著したのである、と。ここには、「盜賊論」の全体を貫く主張、つまり盜賊を許して官職を与える、いわゆる「招安」策に絶対に反対である旨を最初に提示している。

「上篇」は最初に、天下全体にとつて、大きな反乱が起きながら、それを君主が知らないでいることほど危険なことは無いと述べ（「天下之患、莫甚於大盜起、而人主不知」）、その実例として南朝梁末の侯景の乱と隋末の反乱に言及している。しかも、秦末の陳勝・吳広の乱と唐末の龐勛の乱を例に出して、これらの反乱が勃発した当初は（「盜賊之起」）、それほど大きくなつていなかつたのが、地方の郡県がその事実を隠して放置して事態を拡大させたとして、反乱に対処する地方当局の責任の重要性を説いている。「上篇」は、このような一般論から始まって、次に江西の問題に焦点を絞つてゆく。それによると、靖康の変以来、江蘇・浙江・荊湖南北路・廣南東西路といつた地域でも、諸處に反乱が起きたが、それらは勃発しても急速に衰えたのに對して、虔州だけが険しい山岳などを根拠地として、十年経過しても鎮圧できない

でいると述べている。この言辞は、虔州の反乱が江西全体の安寧にとつて重大な障礙となつてゐるという認識と苛立ちに基づくと思われる。その反乱が長期に亘つている原因として、まず州県が民衆に対して過酷に賦役を取り立てたり、重い刑罰を科して、その苦しみに耐えきれずに武器を取つて反乱に追いやつてしまつたことがあり、それに拍車をかけたのは、反乱の討伐をするよりも、その罪状を赦免して官爵を与えて招き入れるという姑息な手段に終始したことだといふ。つまり、反乱の指導者（「渠率」「渠帥」）は官爵や褒美を貰つても、相変わらず山谷などの険しい場所を根城としており、根絶はおろか、問題の火種を抱えたままである。その中では、「招安策」は、一時的に問題を糊塗するだけにすぎず、「長久之計」ではないと強調している。しかも、反乱を討伐すべき地方政府が一時凌ぎに終始し、最初、反乱が勃発したときに、末端の保伍組織は上に何も知らせず、県も反乱を放置しておき、反乱が勢力を増したときになつて、招安策を取つて問題を覆い隠そぐとすると述べて、地方政府の無策と無能ぶりを強調している。

「下篇」は、最初に民衆が自分の住む村里に安住せず、農具を捨ててまで、「盜」となるのはなぜかという問題を立て

て、その解答として法制が崩壊し、「勢」がついた結果なのであるという結論を提示する。その後、この主張を詳論して補強している。王庭珪によると、盜賊の勢力が盛んになつてしまふのは、反乱が起きた当初に適切に対応せず、その結果、「勢」がついてしまうからであり、その点を心して対処しなければならないと述べる。何しろ、「盜賊」たちは時間が経過して、やがて州県の官吏の無能ぶりに習熟すると、州県の官吏を軽視するようになるし、そうした状況下で、反乱者の罪状を許して投降を呼びかけても、それはかえつて州県が自分たちを恐れているからだと判断し、招安策でさえも反乱者の言いなりにならざるをえなくなる。それこそが靖康の変以来、「招安策」が何度も試みられて、「招安」に成功したに見えて、直ぐに反抗に再起して、以前よりも多くなつてしまふ原因だといふ（「艱難以来、招安之策、非不嘗試、而屢招屢叛、蜂起之衆、益多於前」）。こうした状況を招くのは、現在、南宋領内が平和になつていないのに、州県を愚かで臆病な人（「庸愚怯懦之人」）に委ねる結果、「盜賊」たちに馬鹿にされるからだと指摘して、先程、取り上げた論点を繰り返す。それゆえに、そうした「庸愚怯懦」の州県の官吏が招安策を採用しても、「盜賊」に対しても、「爵賞は果たし

て以て賊心を収めるに足らず」なのである。そうではなく、反乱を起こして官吏を殺害したり村落を焼いたりして罪状を重ねているのだから、それは刑罰を科して取り締まる以外に方法はないと断定する。そして、結論として、古より、人を殺しても死なないで済んだり、人を傷つけても刑罰を科されないとすれば、民衆は恐れを知らなくなり、その挙げ句に反乱も巨大化すると述べて、虔州を中心とする反乱の横行に一時しのぎではなく、厳格に対応する必要性を主張して終えている。

このように、「盜賊論」は、当時、問題化していた虔州を

主な題材に取り上げて、招安策という姑息な手段で問題を先送りするのではなく、厳格な対応を求めていたのである。注目すべき論点は、民衆を反乱に追いやり、その解決にも一時しのぎに終始している地方当局や地方の官吏の対応ぶりに対する批判である。その点をも突き、「盜賊論」の主要な論点をも取り上げたのが、「盜賊論」と同時期に李綱に提出した上書であった。そして、そこでは民衆が「盜賊」とならざるを得ない州県の民衆に対する苛斂誅求ぶりが克明に描き出されている。つまり軍需の必要性から一路の経済と民政を統括する転運司が管下の州県に必要な物資と金銭を矢の如く督促

する結果、州県の官吏も胥吏も、その要求に応ずるという名目で民衆から法制を無視して絞り立てるだけ絞る行動をとってしまう。それに対して民衆はその苦しみを訴える術がない、武器を執つて立ち上がるがらざるを得なくなつたのだという（「夫非官吏刻剥驅迫以成、則不平而報讐以起也」）。この上書を「盜賊論」とは異なつて、更に興味深くしているのは、州県の苛斂誅求に迫られて蜂起した「盜賊」が州県の官吏と裏で結びついているだけでなく、郷村の「豪民」と結託して、「豪民」が「盜賊」を財政的に支えているという事実であった。

今世紀に入る前後から、中国大陸の研究者は、以前の「地主」という概念に代わって、財力をもつて宋代の地域社会に傑出した存在を表現できる言葉として、「富族」「富民」「富戸」という語句を頻繁に使用するようになつてきた。^(註)「豪民」や「土豪」という語句は、「富族」「富民」と共通する側面を多くもつが、「富族」「富民」の言葉のように善惡の判断からは中立的というよりは、経済力を背景としながら、地域社会を力強く統御しようとする存在であり、統治者側からすれば地方政治を阻害し混乱させる困った存在として、処罰する対象として描かれる。南宋時代の地方官による裁判記録を満

載した『名公書判清明集』に登場する「豪民」「土豪」は、このような人びとであつた。⁽²⁵⁾『江西通史（南宋卷）』にも、そのような「土豪」の実例が紹介されている（一〇五）—（三一頁）。

しかし、こうした「豪民」の例は王庭珪の李綱に対する上書に見られるように、南宋になって地方政治が北宋時代のように機能しなくなつてから目立つてきたように思われる。盜賊が横行し地域社会の再建が困難な虔州に、その典型を見いだせるのはなかろうか。紹興六年（一一三六）、李綱が虔州の「盜賊」の実情を上奏した文章に、建炎四年（一一三〇）に当地で陳大伍という人物が反乱を起したとき、「土豪」で裕福な家は人びとを結集して、日頃の恨みに対する報復活動を行つたが、州県はそれを制御できなかつたと述べている。⁽²⁶⁾混乱状況が「土豪」「豪民」を横行させる契機となつてゐる。「土豪」「豪民」は、特定の歴史的状況に応じて生まれてきた産物だと考へるべきではなかろうか。

話が横道に少し逸れたが、この時期、民衆を「盜賊」に追いやる、地方官を始めとした誅求に対する警告や、それと関わつて民衆の負担を減らそうとする王庭珪の提言が集中している。紹興三年（一一三三）江南東西路宣諭官に宛てた書簡には、「近頃、江西は盜賊が集中しているが、その中で、虔州と吉州が非常に多い。その原因を求めるに、官吏の暴虐によつている（比年江西盜賊蠣毛而起、虔吉尤甚、原其所始、皆緣貪吏暴虐）」と述べて、⁽²⁷⁾民衆を大切に取り扱う地方官の必要性を懇切に説いている。紹興九年（一一三九）頃、王洋（一〇八七）—（一五四）が吉州知事として赴任してきて、礼節を尽くして当地の課題を王庭珪に質問したのに答えて、軍需から郷村だけでなく坊郭戸と呼ばれる都市住民からも、營運錢を徴収しようとして、家搜ししただけでなく、餅や野菜を売る小商人からも掠め取ろうとして、住民を驚かせ困窮に陥らせようとしていると窮状を訴えている。⁽²⁸⁾この王洋に対しては、課税に当たつては、同じ吉州領域内でも場所によつて作柄が異なることに注意して欲しいと要求してゐる。

こうした地方政府や当地の利害に関わる当局者に対する提言や要望する姿を、周必大「行狀」では、「公は仕えずと雖も、常に経世の心事を懷き、苟も民に宜しければ必ず当路に告ぐ」と記しているが、胡銓「墓誌銘」が、こうした献策を宣和五年（一一二三）に上司の不正に立腹して衡州茶陵丞を辞任して帰郷した直ぐ後に続いているのは示唆的のように思われる。北宋末・南宋初の混乱期に地方官の無能と苛斂誅求が

民衆を「盜賊」に追いやつてゐる現状を目の前にして、その対策を講じなければならない事態に至つて、「小伝」に述べたように、宣和五年の帰郷に際して、上司の不正や公卿・大臣たちを初めとした官僚の浮薄な言動が辞職の引き金になつたと記しているのは、これらの混乱を経験した後に書かれたものに見いだされるのであり、宣和五年当時のものではないのである。

おわりに

小論が取り上げた王庭珪（一〇八〇—一七二）は、北宋末・南宋初の政治的・社会的な混亂時期に、その大部分を郷里の江西路吉州安福県で過ごした人物である。政和八年（一一一八）に科挙に合格して、翌年に荆湖南路の茶陵県（湖南省茶陵県）の県丞という下級の地方官吏に任官し、それなりの治績を挙げながらも、宣和五年（一一二三）に上官との対立を契機にして、潔く官僚生活に見切りをつけて帰郷し、読書と著述に明け暮れする生活を目指そうとしたのであつた。だが、北宋末・南宋初の政治・社会の混沌状況は郷里にまで及び、彼は図らずも数年の避難生活を余儀なくされ

た。そうした困難の中で、王庭珪は地域社会の士人として、自ら学問に精励するとともに、地域社会を中心とする姻戚関係や学問的繋がりを中心とした様々な人間関係を構築していく。こうした努力の積み重ねとして、自己の家族の維持と再生とを図ろうとしていたと思われる。

ただ、第二節で論究しなかつたが、不思議に思える事柄がある。それは、少なくとも残された史料からは、王庭珪は、一般的に南宋になつて目立つてくる宗族結集を積極的に強めてゆくような行動を取つていないことである。同郷の後輩である胡銓や周必大が、自己の一族維持と再生に強い関心を寄せた態度と比較すると、いかにも淡泊な態度に見える。⁽²⁾ とはいっても、こうした事実は、彼自身が一族に無関心だつたことを意味しない。王庭珪が、北宋末に先祖の墓が荒らされているとして都の開封に訴え出ていることは、その一端を窺わせてくれると考えられる。十年以上も続いた紛争を戦い抜いた執念と氣力は、祖先祭祀とそれに会集する族員間の結集に無関心ではあり得ないと思われるからである。パトリシア・イーブリ（Patricia Ebrey）氏は、宋代において、宗族結集に祠堂祭祀や墓祭が大きな意味を持つていたと重要な指摘をしている。⁽³⁾ その指摘は充分に考慮されるべきではあるが、王庭

珪の宗族に対する関心を示す史料が残されていない現状では、どのような言辞も憶測に過ぎず、これ以上は、こうした疑問に対する見解の表明を遺憾ながら控えざるをえない。

他方、地域社会との関わりに目を転ずると、北宋末・南宋初における引き続く騒乱に対して、王庭珪は郷里を守るために提言を当局者にするだけでなく、彼自身も郷里社会の秩序再建に積極的に関わろうとした。そのときの提言が、当時、江西大帥として江西に赴任してきた李綱に献策した「盜賊論」であった。その中で民衆騒動の具体的な状況や解決策を提示するとともに、騒動の根本原因を探り出して、それを明示した。とりわけ、騒動や混乱に拍車をかけ、その根本原因ともなっているのは、地方官を初めとする当局の苛斂誅求であった。それは、未曾有の国難に際して、半壁となつた宋朝の領土において、江西地域が王朝の財政基盤として重要性を増大させていたことを反映していたが、地方官の仮借のない徵税が、かえつて民衆を「盜賊」に追いやる要因になっていたと指摘していた。そのために、王庭珪は、民衆の負担を減らすこと、「盜賊」発生の根本原因を取り除く措置だと、強い調子の提言をしていた。こには、宣和五年に地方官を辞任したときに当時の官界に抱いていた違和感と通底する問

題意識があつたと思われる。

このように、王庭珪は、中央から赴任してくる地方官に違和感を抱きながらも、自分の居住する地域社会に対する関心を一貫して持ち続けていた。第三節では行論の都合から「盜賊」問題に対する発言しか取り上げなかつたが、無論、「盜賊」問題だけが彼の地域社会に対する関心であつたわけではない。一例を挙げよう。北宋の治平元年（一〇六四）に完成していた寅陂が年月とともに「大姓」に占拠され、地域の灌漑施設として役立たなくなつていたのを、紹興一三年（一一四三）になつて趙という姓氏の県丞が実態調査を基に修復した。王庭珪は当地の農民の要求に従つて趙県丞を称える「寅陂行」と題する古詩を作成したが、それは趙県丞の功績を忘れまいとする民衆の必死の訴えに心を動かされた結果であった。⁸⁵ 他にも『盧溪文集』卷三四・三五所収の州学記や橋の修復記など、地域社会の施設をめぐる記述からは、安福を中心とする吉州という地域に対する深い関心を読み取ることができるが、紙幅の都合もあり煩瑣に亘るので、これ以上は言及しない。また、アン・ヘリチエン（Anne Gerritzen）氏は、安福県にあつた蟠藤廟に関する王庭珪の記述から、彼が外部の観察者としてではなく、地域社会内の問題に関心を

寄せる士人としての眼差しを感じ取っている。⁽⁵⁾

このようにみてくると、王庭珪は近隣の人びとから、郷里の士人や当地に赴任してきた地方官や中央の官僚に至るまで、彼の学問的繋がりや学問的縁を中軸として重層的な人間関係を築き、そうした人間関係を基盤に地域社会の問題に关心を寄せて、その解決に向けて提言をしてきた。そこには、地域社会に軸足を置きながら、その中にだけに完結しない士人・士大夫の在り方を見いだせる。ロバート・ハイムズ(Robert Hymes)氏は、南宋になると、士人・士大夫は中央での出世よりも、地域社会での威信の確立に関心を寄せるようになり、そのために地域内における賑恤・寺院建設・防衛・婚姻締結などに熱心になつていったと論じているが、王庭珪の事例をみてみると、こうした側面はあるものの、地域社会に主な関心をもちながらも、それに止まらず、中央との繋がりにも目配りする複眼的志向を見いだせる。南宋の士人・士大夫の在り方とは、こうした複眼的視角を有する人間像なのではなかろうか。要するに、北宋末・南宋初を生き抜いた王庭珪は、こうした複眼的視角を有する南宋士人としての歩みを開始した一人といえよう。

註

(1) 北宋政権崩壊から紹興二年の宋金和議までの政治的経緯については、関連する多くの論著に言及されるが、ここでは寺地遵『南宋初期政治史研究』(渓水社、一九八八年)、何忠礼『宋代政治史』(浙江大学出版社、二〇〇七年)「第九章 海上之盟及北宋の滅亡」「第十章 南宋的建立和高宗朝初期的政治」[第十一章 宋、金議和]を挙げるに止める。

(2) 南宋政権確立にとって江西地区が重要な財源であったことは、『江西通史』六(南宋卷)九〇十一頁に述べられている。

(3) [宋代吉州の胡氏一族について——胡銳を中心にして——] (『名古屋大学東洋史研究報告』三四、二〇一〇年)、「宋代吉州の周氏一族について——周必大を中心として——」(『東海大學紀要文学部』九四、二〇一年)、「南宋晚期吉州の士人における地域社会と宗族——歐陽守道を例にして——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三六、二〇一二年)、「南宋末元初吉州の士人における地域社会と宗族——劉辰翁を中心に——」(『東海史學』四七、二〇一三年)。

(4) 周必大『文忠集』卷二九「左承奉郎直敷文閣主管台州崇道觀王公庭珪行狀」、胡銳『胡澹菴先生文集』卷二九「監簿敷文王公墓誌銘」。これらの「行狀」や「墓誌銘」と、『盧溪文集』付録所載の「行狀」や「墓誌銘」に若干の字句の食い違いがあるが、それほど大きなものではない。王頤に関しては、楊万里『誠齋集』卷二二七に「王叔雅墓誌銘」と題して載っている。

(5) 蕭東海『王庭珪年譜』(『吉安師專學報』一九九四年第二三期、『宋人年譜叢刊』第六冊、四川大学出版社、二〇〇三年所収)。

(6) 『蘆溪文集』卷四三「故劉元弼墓誌銘」に、「居士姓劉氏、元

弼其字也、諱茂實、世居吉州安福（中略）、娶王氏、廬溪之姊也」とあって、王庭珪の幼少時期から勉学をともにした同郷の

劉茂実が後に王庭珪の姉を娶つていると判明する。

(7)『廬溪文集』卷四六「故弟才百墓誌銘」、同書同卷「故弟漢臣墓誌」、同書同卷「故弟德莊墓誌」に載る死亡年と享年からの逆算。

(8)周必大「行狀」に、「元祐間、自連嶺徙邑中」とあり、胡銓「墓誌銘」に、「元祐戊辰、復徙居邑之南」とあり、また『廬溪文集』卷四六「故弟漢臣墓誌」に、「庭珍漢臣、先君居安福之連嶺、生十日而徙先君徙居城南」とある。

(9)周必大「行狀」に、「一年十三三、刻苦求學、昼夜不息」とある。また、『廬溪文集』卷四三「故劉元弼墓誌銘」に、「余自幼時与元弼聯茵席、共燈燭、從師授業」とある。

(10)周必大「行狀」に、「弱冠通經史百家」とあり、胡銓「墓誌銘」に、「既冠、通經史百家」とある。

(11)三舍法は、蔡京の主導で進められ、その経緯については宋代の科挙に関わる多くの論著に言及されているが、ここでは専論として、近藤一成「蔡京の科挙学校政策」（『東洋史研究』五三一、一九九四年、同氏著『宋代中国科挙社会の研究』汲古書院、二〇〇九年所収）を挙げるに止める。

(12)周必大「行狀」に、「崇寧癸未、舍法取士、公一試、右諸生何損、以对策貶廬陵、故工部侍郎郭公孝友送之学、一日聽公講書、帰以大義告損、損驚曰、後來之儕也、明年貢辟雍、時方鏗史字、禁士人説詩、公独与故頤謨閣直學士劉公才邵、吟誦自若」とある。胡銓「墓誌銘」もほぼ同じ記述。太学で密かに蘇軾らの詩文を読んだことについては、楊万里『誠齋集』卷八三「杉溪集後序」に「惟我廬陵有廬溪之王、杉溪之劉、兩先生身作金城、以鄆此道、自王公游太学、劉公繼至、独犯大禁、挾

六一、坡谷之書以入、昼則庋藏、夜則繙閱、每伺同舍生息燭酣寢、必起坐吹燈、縱觀三書」とある。

(13)蕭東海「王庭珪年譜」に指摘するように（『宋人年譜叢刊』第六冊、四〇一〇頁上段）、紹興四年（一一四四）一〇月の撰述年月日が記されている「劉氏二婦墓誌銘」（『廬溪文集』卷四六）に、「先君子歿僅四十年」とあり、それから逆算すると、父親の王夷の死去は崇寧五年となる。

(14)政和八年の科挙合格者名は、傅璇琮主編『宋登科記考』上冊（江蘇教育出版社、一〇〇九年）の同年名簿を参照。

(15)『廬溪文集』卷四六「故弟才百墓誌銘」。

(16)『廬溪文集』卷三三「答方性夫」（第二書簡）に、「某自湖南歸、見監司黃某等皆被朝廷拔用、而黨私背公、無愛民之意、知其將變、遂歸耕於廬溪之上、不復出仕、今三十一年矣」とある。

(17)『廬溪文集』卷四六「故弟才百墓誌銘」の続きに、「庭璋亦即日褫擧子服、芒鞋竹杖、相從於寂寞之浜、為余芸修竹、結茅堂草庵廬溪之上」とあり、同書同卷「故弟德莊墓誌」に、「余幼弟庭璋、字德莊、（中略）從余隱於廬溪之上、築室号清隱堂」とある。ところで、王庭珪の隠居した場所について、楊万里『誠齋集』卷八〇「廬溪先生文集序」に、「調茶陵丞、以上官不合、棄官去、隱居廬溪者五十年、自号廬溪真隱」とある。この居住地に関して、「誠齋集」に校点と注釈を施した辛更儒氏は、安福県の西に位置し、廬溪の源流となつた瀟瀟（蕭）山だとするが、その根拠は不明（『楊万里集箋校』卷八三「杉溪集後序」の【校】②、中華書局、二〇〇七年、第六冊三三五二頁）。なお、瀟瀟山は、『万曆吉安府志』卷一二「山川志」の安福県の項に見える。それには、「山頂一水、瀟水南流下洞庭、瀟水東流趨彭湖、又伝廬蕭二道人結廬峰頂故名」とある。

(18) 蕭東海「王庭珪年譜」にも、王頓の誕生を宣和五年に繫年し、

そこに楊万里『誠齋集』卷一二七「王叔雅墓誌銘」を注記して

いるが（『宋人年譜叢刊』第六冊、四〇一五頁下段）、なぜこの

年に繫年できるかの根拠は記していない。要するに、この墓誌

銘に記す死亡年と享年から逆算すると、王頓の生年が宣和五年

（一一三三）となる。

(19) 『盧溪文集』卷四八「書鵠湖山寺壁」に、「建炎三年、寇犯安

成、王某劉英臣挈家避乱于鵠湖山中」とあり、同書同巻「題華

嚴寺壁」に、「建炎庚戌之亂、避地東村」とある。なお、王象

之『輿地紀勝』卷三一（江南西路）「吉州」の「景物下」に、

「鵠湖山」とあつて、その夾注に「在安福縣北六十里、有雁峰、

白鶴峰、石人峰三、渡橋桃花洞、景物幽絕、有唐人留題」とあ

り、「鵠」は「鵠」であろう。

(20) 蕭東海「王庭珪年譜」の「高宗紹興三年癸丑、五十四歳」の

一条（『宋人年譜叢刊』第六冊、四〇一七頁上段）。

(21) 前掲拙稿「宋代吉州の胡氏一族について——胡銓を中心にして——」。

(22) 王庭珪が辰州に編管される経緯については、『建炎以来繫年要録』卷一五九、紹興十九年六月丁巳の条に詳しい。蕭東海

「王庭珪年譜」も、この条文を基に辰州編管の状況を紹介している。

(23) 前掲楊万里『誠齋集』卷一二七に「王叔雅墓誌銘」。

(24) 楊万里『誠齋集』卷八〇「盧溪先生文集序」。

(25) なお、この胡銓の序文は、『盧溪文集』の巻首に見えるだけで、管見の限り、胡銓『胡澹菴先生文集』には見あたらない。

(26) 『盧溪文集』卷四〇（安福県廩上梁文）に、「伏願上梁之後、風不鳴条、吏無黷貨、士皆升俊、俗不喧囂、入其里閭、而長幼相孝慈於家、行於道途、而子弟爭扶持其老、戶門不閉、囹圄常

空、強暴不至於奪攘、田野各安其教化、遂成樂土、協濟中興」とある。

(27) 前掲金建鋒・趙舒「論王庭珪的民本思想」。『盧溪文集』卷四

〔次韻李教授閨雨〕。

(28) 『盧溪文集』卷四六「故弟才臣墓誌銘」に、「当宣和天下極盛之時、見公卿大臣其語儉、知其將亂、棄官而帰、庭璋亦即日穢

拳子服、芒鞋竹杖、相從於寂寞之浜、為余藝修竹、結茅草堂

庵、蘆溪之上、藏書數千卷、彈琴賦詩、日哦其間、（中略）某不

能治生、身口所須悉傾給子弟、而庭璋每視余意之所欲為、雖甚

勞倉不輒亂、家事無細碎、必身臨之、曰不以累吾兄、由是某益

得放志霞霞之外、支頤散髮而無朝夕之憂也」とある。

(29) 『盧溪文集』卷四六「故弟漢臣墓誌」に、「稍長、與群從同學

于里中、志獨軒然、不喜齦齦為章句書生、歲升于州、益不樂、

欲假他技以自振立、乃益治產、趨權變、以故貲獨饒、（中略）

士之霸途困窮不能自託、與族姻之不能自瞻者、傾囊振之云々

とある。

(30) 『誠齋集』卷八三「杉溪集後序」に、「予生十有七年、始得進

挿瀟溪而師焉而問焉」とある。また、蕭東海「王庭珪年譜」の

紹興一三年の条、鄒樹榮『楊文節公年譜』（『宋人年譜叢刊』第

九冊、四川大学出版社、二〇〇三年所収）にも、楊万里が紹興

一三年に王庭珪に師事したことを記す。

(31) 『盧溪文集』卷三六「送劉君鼎序」に、「劉君鼎於余同里閭、蓬蒿之徑、屋瓦相望、少余五十歲而生、叩角喜讀書為文、常執

經問字於諸老先生、（中略）又數年將冠矣、（中略）他日復取其

近所為觀之、則尽桺去牙角、如騎良馬行平地、驥駿無趺蹶虞矣、

自此過余書堂無虛日、若將卒業焉、（中略）後八年秦太師薨、

尽放流人以帰、君鼎復迎我於郊外」とある。

(32) 『盧溪文集』卷四三「故段夫人墓誌銘」に、「故廬陵秀才李愬

字彥強之夫人曰段氏、（中略）夫人之姪段允字世榮、少有令名、
与之孤恩・恕・皆嘗從余遊」とある。

- (33) 『盧溪文集』卷四五「故劉推官墓誌銘」。

(34) こうした問題に関する研究は古くからあり、たとえば青山定雄「五代宋に於ける江西の新興官僚」（畠田博士還暦記念東洋史論叢）講談社、一九五一年）は古典的研究であるが、唐末・五代の江南東西路の開發や移住を累世同居の盛行と結びつけた

論文として、佐竹靖彦「唐宋変革期における江南東西路の土地所有と土地政策——義門の成長を手がかりに——」（東洋史研究三一一四・一九七三年 同氏著『唐宋変革の地域的研究』同朋舎、一九九〇年所収）が特筆される。

- (35) 蕭東海「王庭珪年譜」には、楊万里「王叔雅墓誌銘」（誠齋集）卷一二七に「九世祖該自太原徙家吉之廬陵、又徙安福」とあり、また安福に移住した吳の順義元年（九二一）から王庭珪の誕した元豐三年（一〇八〇）まで一六〇年しか経っていないので、王該が十一世祖とするのは間違いで、楊万里の記述に従つて九世祖とすべきだとしているが（宋人年譜叢刊）第六冊四〇〇五頁下段、そもそも一世代を三十歳とする常識的な考え方からすれば、十一世祖でも九世祖でも無理があると思われる。

(36) 『盧溪文集』卷四一「祭舅母雷氏文」。

- (37) 『盧溪文集』卷四三「故劉元弼墓誌銘」。

(38) 『盧溪文集』卷四六「劉氏二婦墓誌銘」、「行狀」「墓誌銘」。なお、「劉氏二婦墓誌銘」に劉氏の父親を劉援と記すが、「行狀」と「墓誌銘」は、劉伯玉と記す。伯玉は劉瑗の字であらう。

(39) 『盧溪文集』卷三「与彭郎凌雲將仕〈一〉〈三〉〈四〉」。また、百八娘死での単独の書簡は同書同巻に「与百八娘」として載る。

(40) 王庭璋の妻とその子供たちに關しては、『盧溪文集』卷六「劉氏二婦墓誌銘」、同書同巻「故才臣墓誌銘」に記されており、王頤と劉彥弼の娘との婚姻は、『盧溪文集』卷四四「故県尉劉公墓誌銘」に見られる。

- (41) 『盧溪文集』卷四六「故弟漢臣墓誌」。

(42) 『万曆吉安府志』卷五「選舉志」によると、蕭氏は両宋を通じて六〇名の科舉合格者を輩出している。

- (43) 『盧溪文集』卷四六「故弟德莊墓誌」。

(44) 『誠齋集』卷一二七「王叔雅墓誌銘」。王詹の息子に王徵がいたことは、楊万里『誠齋集』卷八〇「盧溪先生文集序」に見える。なお、王頤の岳父の劉彥弼については、『盧溪文集』卷四四「故県尉劉公墓誌銘」に記されている。

(45) 『誠齋集』卷一二七「王叔雅墓誌銘」に、「先生竟謫夜郎、既赴貶所、族大口衆、不能偕往、留叔雅經紀家事、（中略）與從兄一人同居且同食、二兄沒、叔雅字其孤、人不知其為猶子也」である。

(46) Robert Hymes, *Statesmen and Gentlemen: The elite of Fuchou, Chianghsien Northern and Southern Sung*, Cambridge U.P., 1986. 回 “Marriage Descent Groups and the Localist Strategy in Sung and Yuan Fuchou,” ed. Patricia B. Ebrey and James L. Watson, *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, California U.P., 1986.

(47) 『盧溪文集』卷三九「名高異姓、初非秦晉之侔、再世為姻、實王劉之系、事當修好」とある。

(48) 『盧溪文集』卷四四「故県尉劉公墓誌銘」に、「君自高會以來、家口富殖而好施、然為士者尚微、至大父時、始置屋、延納鄉里宿儒、使子弟折術受業、由是東岡之劉彬彬然多儒其家矣」とある。

(49) 『盧溪文集』卷四三「故王氏墓誌銘」に、「十九歳帰于同邑劉氏謹昱字明叔、方是時、王劉俱以財雄鄉里」とある。

(50) 前掲拙稿「南宋末元初吉州の士人における地域社会と宗族——劉辰翁を中心に——」。

(51) 宋代では上は宗室から家柄よりも科挙及第者を婚姻相手に選ぶ傾向のあることは、多くの論著に指摘されているが、ここでは張邦煒「試論宋代『婚姻不問閥閱』」(『歴史研究』一九八五年第六期 同氏著『宋代婚姻家族史論』人民出版社、二〇〇三年所収)を擧げるに止める。

(52) 『盧溪文集』卷三二「与彭郎凌雲將仕」(一)に、「百八娘喜無恙、好看二外甥、聞皆就学、我処殊無所慮、遠寄衫袴等已收、吾二孫頗能誦書、差可喜」とあり、同書同巻「与彭郎凌雲將仕」(三)に、「某啓上彭郎將仕、諸甥已就學、必有事業、遠承緘啓、審聞長至、所履增慶、百八娘諸甥均福」とある。

(53) 『盧溪文集』卷三七「送李生序」に、「余少年時急於進取、欲與四方豪英爭得失、惟恐不斬然以出也、是時有日者李生、名景、嘗為言得失輒中、由是賓興州里、升辟廩、試禮部、皆往問焉」とある。

(54) 『誠齋集』卷一二七「王叔雅墓誌銘」に、「叔雅自束髮受書、性警敏、六經百氏、悉鈞其深、尤邃於春秋」とある。

(55) 『盧溪文集』卷三七「贈劉星才序」に、「吾邑僻在二隅、山水亦奇絕、故人無貧富、皆喜教子弟、其父兄甘勞苦、日求錐刀以給之、間有不肖墮廢、不能自振立、自後鄉閭不好善者、皆目而斬之、至今以為諺、童子劉星才与余比隣、七八才能吟詩、其父世名医、有陰德在人、謂鄉間之諺不敢求人知、挈來示余云々」とある。

(56) 『盧溪文集』卷四一「祭劉世臣文」に、「我被謾謗、竄于九夷、人莫敢顧、公獨率其友人欲出而救之、事雖不成、高義益彰」とある。

ある。

(57) 胡銓から王庭珪に送った詩は、『胡澹菴先生文集』には載つてないが、その返札の詩は、『盧溪文集』卷一七に「胡邦衡北帰、先寄詩二首、次韻迎之」と題して、七言律詩が二首載つてある。

(58) 蕭東海「王庭珪年譜」の「孝宗乾道六年庚寅 九十一歳」の条(『宋人年譜叢刊』第六冊四〇三四頁下段・四〇三五頁上段)参照。

(59) 北宋末の諸反乱については、『両宋農民戦争史料彙編』(中華書局、一九七六年)が関係する史料を収集して一応は目安として役立つ。この史料集は、方臘の乱以後も一七の諸反乱の記録を載せている。

(60) 『要錄』卷二七、建炎元年七月庚寅の条に、「自宣和末、群盜蜂起、其後勤王之兵、往往潰而為盜」とある。

(61) 『要錄』卷二八、建炎二年十月辛丑の条。『江西通史』(南宋卷)十一頁。

(62) 『要錄』卷二〇、建炎三年十二月乙未の条。『江西通史』(南宋卷)一一三頁。

(63) 隆祐太后の臨安に到着するまでの逃避行は、簡単には『宋史』卷二四三「后妃伝下」の「哲宗昭慈聖獻孟皇后伝」に載る。この逃避行については、前掲拙稿「宋代吉州の胡氏一族について——胡銓を中心にして——」にも触れている。また、『江西通史』(南宋卷)一六〇一八頁は、虔州までの江西路内の逃避行に言及している。

(64) 沙錢あるいは砂毛錢と呼ばれる私鑄錢に關しては、宮澤知之『宋代中国の國家と経済』(創文社、一九九八年)「第二部第二章 唐宋時代における銅錢の私鑄」に詳しい。なお、『江西通史』(南宋卷)によると、虔州は北宋の大觀二年(一一〇八)

に「鑄錢院」が設置されて以来、鑄錢を行つていたが、一方では沙錢を初めとした私鑄錢の多い場所でもあつたという

(二四五) (二五三頁)。

(65) 前掲佐竹靖彦『唐宋変革の地域的研究』(第三部第三章 宋代贛州事情素描)。

(66) 『要錄』卷一六三、紹興二二年七月丁巳の条及び同書卷一六四、紹興二三年二月庚午と辛未の条。『江西通史(南宋卷)』八六頁。

(67) 『要錄』卷一六三、紹興二三年二月庚子の条、同書同卷紹興二年二月丙申の条。

(68) 劉弇『龍雲集』卷二二「吉陽持正堂記」に、「吾州之邑八、而吉水以地大人富當要衝、生齒之隸籍、無慮數万、而前控大江、輪挽儲積、賈販所出入」とあり、また『宋史』卷四二「范忬鈴」伝に、「吉、舟車之会、且屯大軍」とある。

(69) 周必大『文忠集』卷五八「安福縣重脩鳳林橋記」に、「安福社県、江西湖南之要津、水出瀘溪、匯于鳳林、其広三百尺云々」とある。

(70) 『盧溪文集』卷四六「故保義郎劉君墓誌銘」に、「君諱冀、字堯京、姓劉氏、世居吉州之安福(中略)紹興丙辰大旱、料千錢、(中略)君之所居、當吉袁之衝徑路也、方艱難時、東北士大夫奔荆湖交広者、必取道于是、忽盜賊並作」とある。

(71) 『盧溪文集』卷三四「靖公堂記」に、「安福西南地最広、高山水谷、荒廢險絕、往往通宜春、長沙郡界、宿蠹藏姦、為県者病之」とある。

(72) 註(19)所引の『盧溪文集』卷四八「晝鵠湖山寺壁」及び同書同卷「題華嚴寺壁」。

(73) 『盧溪文集』卷二六「上李丞相書」。

(74) 『要錄』卷九四、紹興五年十月乙卯の条、同書卷九九、紹興六年三月丙戌の条。

六年三月丙戌の条。

(75) 『要錄』卷一〇一、紹興六年五月甲午の条。

(76) 「富民」「富族」「富戶」を宋代地域社会の基層構造を秩序づける閥輪として位置づけようとする傾向の、比較的早い纏まつた研究成果として、林文勳・谷更有『唐宋鄉村社會力量与基層控制』(雲南大學出版社、二〇〇五年)、谷更有『唐宋國家与鄉村社會』(中國社會科學出版社、二〇〇六年)があり、それを

湖南という地域に限定して解明しようとした優れた研究成果として、廖寅『宋代兩湖地區民間強勢力量与地域秩序』(人民出版社、二〇一一年)がある。私は、廖寅氏の著書に対して、その内容紹介と論評を公表している(『名古屋大學東洋史研究報告』三七二〇一三年)。

(77) 日本の研究者としては、太澤正昭氏が主に『名公書判清明集』を手がかりに、こうした「豪民」の実態を明らかにしてきた(『王張する「富民」たち』角川書店、一九九六年、「女親分もいた」『歴史家の窓辺』上智大学史学科編、ぎょうせい、二〇一三年)。

(78) 李綱『梁溪集』卷一〇七「申督府密院相度措置虔州盜賊狀」に、「至建炎四年、宮省移在虔州、陳大五長嘯聚作過、當時官司措置無策、賞罰失當、土豪有物力之家、往往嘯聚結集、報復仇怨、頭項漸多、州縣不能制御、連結滋蔓、以致今日」とある。なお、『江西通史(南宋卷)』も、この文章を引用するが(一一二頁)、その典拠を『要錄』卷一〇一としている。確かに、『要錄』卷一〇一、紹興六年五月甲午の条には、この上奏文の要点が引用されているが、当該の一文はない。

(79) 『盧溪文集』卷二七「与宣諭劉御史書」。この書簡を紹興二年に繫年したのは、蕭東海『王庭珪年譜』の考証に基づく(『宋人年譜叢刊』第六冊、四〇一八頁上段)。

(80) 蕭東海「王庭珪年譜」には、王洋は紹興九年に吉州知事として赴任したことを記す（『宋人年譜叢刊』第六冊、四〇一〇頁下段）が根拠は不明。ちなみに、『万曆吉安府志』卷三「秩官表」には、紹興五年と一二年の間に繫年している。【盧溪文集】

卷三一「与王元勃舍人（三）」に、「今日朝廷又有助軍之斂，蓋緣軍興，豈得已而行也。（中略）如稅田畝固有定數，至於家業則明言十等戶，今坊郭所謂第戶正應此一項無可疑者，若當運則無跡可驗，然止言坊郭，則財力多者，亦可以概見，少者所無幾，徒為擾耳。今諸縣或官吏入人家，打量間架，搜索有無，下至抄及壳餅菜之家，如此行遺，全類稅間架，恐非朝廷之意。（中略）今有田畝者即有家業，有家業者則當運在其中，若使一家而納三色錢，恐必至於重困，何坊郭之民，獨不幸耶」とある。

(81) 『盧溪文集』卷二九「答王元勃舍人書（三）」に、「今歲廬陵

境内、初若大旱，幸而晚得雨，差勝他州，誠德所感，千里受福，竊見一鄉之中，自有豐歉不均，近陂塘處，全不覺旱，高田有至絕，穩者視旱，官往往只見路傍平坦處，便謂豐熟，至於山溪僻遠之地，多不及見」とある。

(82) 前掲拙稿「宋代吉州の胡氏一族について——胡銳を中心にして——」、「宋代吉州の周氏一族について——周必大を中心として——」。それに、吉州吉水県出身の楊万里も『誠齋集』所載の文章をみると、一族に対する関心は強かつた。それについては、これまで別稿で論することにしたい。

(83) 『盧溪文集』卷二八「答鄧克強書」に、「後因盜傷先塚遭桑梓之吏不良，僕走闕下，上書陳冤，是時宰相公卿與台諫之臣，皆測然動懷，爭為論列，決欲究治，惟鄉閭私好惡之人，忌其以布衣動天庭，乃郵伝他詞汚穢之，紹熙十年」とある。なお、蕭東海「王庭珪年譜」は、この上書を徽宗大觀三年に繫年している（『宋人年譜叢刊』第六冊四〇一〇頁下段）。

(84) Patricia Buckley Ebrey, "The Early Stages in the Development of Descent Group Organization," ed. Patricia B. Ebrey and James L. Watson, *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940* (California UP, 1986).

(85) 『盧溪文集』卷一「寅陂行」。なお、この寅陂の修築の簡単な経緯は、前掲『江西通史（南宋卷）』一八三頁に言及されていふ。Ming China Leiden Brill N.V. 2007 p.67-70. の著書の内容と特に関する私の見解は、『名古屋大学東洋史研究報告』三五（1991-1年）に載る拙説を参照して欲しく。

(86) Anne Gerritzen, *Ji'an Literati and the Local in Song-Yuan-Ming China* Leiden Brill N.V. 2007 p.67-70. の著書の内容と特に関する私の見解は、『名古屋大学東洋史研究報告』三五（1991-1年）に載る拙説を参照して欲しく。

(87) 前掲註（46）の論著。

（）はヤマト よしむら 東海大学文学部教授